

## 佐野市健康長寿推進条例

健康は、全ての市民が生涯を通じて生き生きと暮らすための基本であり、生きがいを持ち、豊かな日常生活を送るための基盤となる。

そこで、市民一人一人が自分らしく、健康で充実した毎日を送ることができるよう、健康寿命及び平均寿命の延伸を目指し、人とのつながりを大切に、支え合い、協力しながら日々の生活の中で健康づくりに取り組んでいかなければならない。

ここに、本市の健康づくりに関する基本理念を明らかにするとともに、地域一体となって健康づくりを推進し、健康長寿の実現を目指すため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、本市の健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、町会等、市民活動団体、教育機関等、事業者、協力企業等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる健康長寿の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたり健やかで充実した生活を送るため、自らの心身の状態等に応じて、心身の健康状態をより良くしようとする取組をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 市の区域内に居住する者
  - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
- (3) 町会等 町会その他の市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (4) 市民活動団体 健康づくりを行うことを主たる目的とし、継続的に市の区域内において当該健康づくりを行う団体をいう。
- (5) 教育機関等 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校その他これらに類する教育機

関及び保育所その他の児童福祉施設をいう。

(6) 事業者 市の区域内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体（町会等及び市民活動団体を除く。）をいう。

(7) 協力企業等 次条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に賛同し、市との協定に基づき、健康づくりの推進について協力する法人その他の団体（町会等及び市民活動団体を除く。）をいう。

(8) 保健医療福祉関係者 市の区域内において保健医療サービス及び福祉サービスを提供する個人又は法人その他の団体（町会等及び市民活動団体を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 市民は、健康づくりが自らの課題であることを自覚し、心身の健康管理する能力の向上を図るとともに、健康づくりを主体的に行うこと。

(2) 市、町会等、市民活動団体、教育機関等、事業者、協力企業等及び保健医療福祉関係者は、市民一人一人が継続的に健康づくりを行うことができる社会環境の整備に努め、地域全体における健康づくりを推進する活動を行うこと。

(3) 市、市民、町会等、市民活動団体、教育機関等、事業者、協力企業等及び保健医療福祉関係者は、相互に連携を図りながら協働して取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施する場合は、市民、町会等、市民活動団体、教育機関等、事業者、協力企業等及び保健医療福祉関係者の意見を反映させ、これらの者が相互に連携できるよう努めるものとする。

3 市は、健康づくりに関する情報を収集するとともに、当該情報を市民又は関係団体へ提供し、これを共有することにより、健康づくりに関する意識の向上に努めなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、健康づくりに対する関心及び理解を深め、定期的な健康診断又は検診の受診等により自らの健康状態を把握し、それぞれの状況に応じて健康づくりを行うよう努めるものとする。

2 市民は、市、町会等、市民活動団体、教育機関等、事業者、協力企業等及

び保健医療福祉関係者において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(町会等の役割)

第6条 町会等は、基本理念にのっとり、地域における健康づくりを推進するため、地域の特色を生かした健康づくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 町会等は、市、市民、市民活動団体、教育機関等、事業者、協力企業等及び保健医療福祉関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民の健康づくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市、市民、町会等、教育機関等、事業者、協力企業等及び保健医療福祉関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、基本理念にのっとり、健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、幼児、児童、生徒及び学生に対して健康に関する学びの場の提供等により、健康づくりの推進に努めるものとする。

2 教育機関等は、市、市民、町会等、市民活動団体、事業者、協力企業等及び保健医療福祉関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

3 学術研究機関（教育機関等のうち、大学、大学院その他学術研究を行う機関をいう。）は、健康づくりに関する情報及び技術の普及啓発に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断又は検診の受診等の促進及び心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市、市民、町会等、市民活動団体、教育機関等、協力企業等及び保健医療福祉関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(協力企業等の役割)

第10条 協力企業等は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する情報、技

術及び活動の場を提供するよう努めるものとする。

- 2 協力企業等は、市、市民、町会等、市民活動団体、教育機関等、事業者及び保健医療福祉関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第11条 保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、市民が保健医療サービス及び福祉サービスを適切に受けることができるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

- 2 保健医療福祉関係者は、市、市民、町会等、市民活動団体、教育機関等、事業者及び協力企業等が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(健康づくりに関する計画の策定)

第12条 市は、第4条第1項の施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき定める健康増進計画において一体的に定めるものとする。

(健康づくりに関する施策)

第13条 市は、市民、町会等、市民活動団体、教育機関等、事業者、協力企業等及び保健医療福祉関係者と相互に連携を図りながら、乳幼児から高齢者までの市民の健康づくりに資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 栄養及び食生活に関すること。
- (2) 身体活動及び運動に関すること。
- (3) こころの健康に関すること。
- (4) 喫煙に関すること。
- (5) 飲酒に関すること。
- (6) 口腔の健康に関すること。
- (7) 疾病対策に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、健康づくりに有用と認められること。

(その他)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。